破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２６年（フ）第６２号
東京都目黒区八雲５丁目１番２号
債務者　蔡　　明惠
1　決定年月日時　平成26年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村友次郎
4　破産債権の届出期間　平成26年12月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査の期日　平成27年１月30日午後１時30分
山口地方裁判所周南支部

平成２６年（フ）第６３号
東京都目黒区八雲５丁目１番２号
債務者　呂永伯こと　呂　　直次
1　決定年月日時　平成26年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村友次郎
4　破産債権の届出期間　平成26年12月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査の期日　平成27年１月30日午後１時40分
山口地方裁判所周南支部

平成２６年（フ）第６４号
山口県周南市清水２丁目５番１号
債務者　山岡孝光こと　李　　孝光
1　決定年月日時　平成26年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村友次郎
4　破産債権の届出期間　平成26年12月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査の期日　平成27年１月30日午後１時50分
山口地方裁判所周南支部

平成２６年（フ）第９８１０号
埼玉県上尾市緑丘１丁目３番19号
債務者　関東ハウジング株式会社
代表者代表取締役　武井　利昭
1　決定年月日時　平成26年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮島　哲也
4　破産債権の届出期間　平成26年10月31日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月15日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９８１１号
埼玉県上尾市緑丘１丁目３番19号
債務者　株式会社ルリチホールディングス
代表者代表取締役　武井　利昭
1　決定年月日時　平成26年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮島　哲也
4　破産債権の届出期間　平成26年10月31日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月15日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９８１２号
埼玉県上尾市緑丘１丁目３番19号
債務者　アビーロード株式会社
代表者代表取締役　武井　利昭
1　決定年月日時　平成26年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮島　哲也
4　破産債権の届出期間　平成26年10月31日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月15日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９８１３号
埼玉県上尾市緑丘１丁目３番19号
債務者　有限会社ドリームステーションジャパン
代表者取締役　武井　利昭
1　決定年月日時　平成26年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮島　哲也
4　破産債権の届出期間　平成26年10月31日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月15日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９８４２号
東京都千代田区神田淡路町２丁目10番地14
債務者　株式会社フォーチュン
代表者代表取締役　岩上　秀幸
1　決定年月日時　平成26年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　河端雄太郎
4　破産債権の届出期間　平成26年10月31日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月９日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７２３号
広島市西区草津南４丁目５番19―２号
債務者　株式会社ハマスイ
代表者代表取締役　濱本　和宣
1　決定年月日時　平成26年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　羽崎　靖宏
4　破産債権の届出期間　平成26年11月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月19日午後３時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１５９５号
神奈川県藤沢市鵠沼松が岡２丁目16番８号
債務者　有限会社ウォーターズ
代表者代表取締役　池野谷健二
1　決定年月日時　平成26年10月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　檜垣　智子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年12月15日午前10時40分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１６１１号
神奈川県鎌倉市大町３丁目18番１号
債務者　株式会社ＫＡＭＡＣＲＥＡ
代表者代表取締役　吉田　龍郎
1　決定年月日時　平成26年10月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　若林　豪史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年12月15日午前11時10分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３９４９号
大阪市中央区玉造２丁目９番３号
債務者　池新フオーム株式会社
代表者代表取締役　池川　信弘
1　決定年月日時　平成26年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　億　　智栄
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年12月15日午後３時
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３９６７号
大阪府茨木市西豊川町23番９号
債務者　五光建設産業株式会社
特別代理人　弁護士　冨田　英司
1　決定年月日時　平成26年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　幾度　智徳
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年12月18日午後３時
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１３９号
最後の住所山口県下関市大字福江1456番地２
債務者　亡村尾義久相続財産
1　決定年月日時　平成26年10月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中野　善朗
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年12月18日午前11時50分
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２６年（フ）第７１号
香川県仲多度郡まんのう町長尾771番地
債務者　株式会社ＨＡＴＡコーポレーション
代表者代表取締役　畑　　秀和
1　決定年月日時　平成26年10月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　仙頭真希子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年12月19日午前10時
高松地方裁判所丸亀支部

平成２６年（フ）第４０４９号
大阪市淀川区西宮原２丁目５―57、商業登記簿上の本店所在地大阪市淀川区西宮原２丁目２番17号
債務者　有限会社ヤマトク
代表者代表取締役　兼田　　学
1　決定年月日時　平成26年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　下谷　友和
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年12月22日午後３時
大阪地方裁判所第６民事部